

(一〇三六) 同横浜用品庫で、昭和二十三年七月ごろから二十六年七月ごろまでの間に、鋼材五八屯、鋼板六屯五、空ドラムかん、二一本合計推定金額一、〇一〇、〇〇〇円のものゝ不正に処分されている。

(一〇三七) 同大宮工場用品庫で、昭和二十三年十一月ごろから二十五年一月ごろまでの間に、電気銅三屯、黄銅棒二屯五、パイプ二二屯、ブリキ板五〇〇疋、フェルト八七米合計推定金額一、〇五〇、〇〇〇円のものゝ不正に処分されている。

(一〇三八) 同汐留用品庫で、昭和二十六年二月ごろ錫塊二屯推定金額三、二〇〇、〇〇〇円のものゝ詐取された。

(一〇三九) 同隅田川用品庫で、昭和二十四年四月ごろ鋼くず、四屯推定金額二〇、〇〇〇円のものゝ不正に処分されている。

(一〇四〇) 東京鉄道管理局大宮工場で、昭和二十三年十二月ごろから二十五年十二月ごろまでの間に、鋼材二七七屯余、銑鉄及び鉄くず、六五屯余、真鍮板及び真鍮棒四屯合計推定金額三、四七八、六七〇円のものゝ不正に処分され、又、二十五年十二月同工場岡本機関車旋盤職場跡で鋼及び鉄くず、六〇屯推定金額三〇〇、〇〇〇円のものゝ詐取された。

(一〇四一) 東京地方資材事務所大宮工場用品庫で、昭和二十三年十月ごろ決算品である絶縁線八、五〇〇米が業者のポイル油七二〇立と、東京鉄道管理局大井工場で、同年八月ごろ簿外品であるアルミ線四屯が業者のポイル油四本と、又、同局橋本自動車工場で、九月ごろ決算品である電線一〇、〇〇〇米が業者のポイル油二本と

それぞれ部外者に有利に交換処分されている。

資金管理

(一〇四二) 収納金の預託が著しく遅延しているもの

日本国有鉄道金沢地方経理事務所で、駅収入金等の収納金を日本銀行の預託金へ拂い込むのは、分仕出納役が収納後災害その他やむを得ない事由がある場合を除き七日以内でなければならぬことになっているのに、管下分任出納役がその収納金を市中銀行に預金し、これをおおむね七日ごとに同事務所の主任出納役の市中銀行預金に振り替えていて、主任出納役の預託金への拂込も著しく遅延しているものがある。

すなわち、主任出納役の昭和二十五年十二月中における預金残高について見ると最低九七、〇九三、九五八円、最高一七二、四五五、九二五円に及んでいて、これは管下の分任出納役一日平均収納金が約七百万円であるのに比べ最低一四日分、最高二五日分に相当している状況である。

なお、本件は二十六年度に至り是正された。

財務諸表 (一〇四三) — (一〇五二)

日本国有鉄道の経理事務は、昭和二十五年八月以降、いわゆる縦割制度により鉄道管理局等の事業実施部門

から分離した経理事務所の系統で総括され、経理局及び全国二七箇所の地方経理事務所は、その所管地方の一切の現金收支の取扱及び決算事務を担当し、関係伝票及び証拠書類の送付を受け、これを点検照合し、各月試算表を作製するが、経理局においては、本庁直接計理の試算表及び各地方経理事務所の試算表により総合試算表を作製し、国会に提出する財産目録、貸借対照表及び損益計算書はこれに基き作成され、日本国有鉄道決算の基礎となるものである。

本院においては、企業会計の基部的要素をなすこれらの経理事務についての検査を、本庁及び各地方経理事務所にわたり証拠書類、原始記録から起票、伝票の送致、照合及び取まとめ並びに内部監査等一連の脈絡をたどつて計画的に実施したが、その結果は次のような状況であつた。

各項目ごとに記述した過誤事項のうち、当年度内に是正されなかつたものは、ひいて二十五年度決算の計数に影響を及ぼすものであるが、これらの過誤事項のほとんど大部分は縦割各取扱担当者間の事務不慣れによる連絡不十分か又は経理事務未熟に因るものと認められたが、なお、本庁における取扱自体が論議されなければならぬものもあつて、これに対する本院の所見はそれぞれ記述しておいた。

資産勘定

(一〇四三) 固定資産

固定資産の期首現在高は五九、二三六、四〇三、七八六円で、当年度において二二、六六三、二四二、三六四円を増加し、期末現在高は八一、八九九、六四六、一五一円となつて見ると、この計理について見るに、建物、機械設備その他の新設、購入、災害復旧、移転改修等に関する経費で、資本的支出と認めるべきものは工事経費支弁でなければならぬのに、これを鉄道経費等の損費支弁としたものが少なくないが、これらのもので固定資産への回収処置がとられていないもの、請願工事等の寄附受財産の受入がされていないもの、固定資産勘定の貸借記入を重複したり又は脱漏したもの、勘定科目を間違えて計理していたものなどが左のとおり総額三二二、六九六、五七八円に上つて見られる。これらの過誤は、あらかじめ固定資産に対する統一的処理方針が決定されていないことに因るものが少なくないので、本院はこれらの過誤事項の是正を図るとともに、すみやかに適正、且つ、統一的な処理方針を決定するよう注意を促している。

(一〇四三) 資本的支出を損費負担としたものでその回収処置がとられていないもの

地方経理事務所 (決算箇所)	工 事 の 内 容	財 産 価 額	処 理 の 状 況
釧 路	浦幌、上厚内間外一箇所軌條更新更換工事及び足寄駅起重機新設工事	一五、〇二五、五四九円	二六年九月鉄道施設に計上
旭 川	石北線重軌条更新更換工事	一五、〇〇八、四二九	二六年七月
札 幌	岩見沢、美唄間軌条更新更換工事及び苗穂工場外二箇所の機械設備取替工事	四五、一四九、七〇〇	二六年八月鉄道施設又は工場施設に計上
秋 田	秋田鉄道管理局新設に伴う通信設備新設工事	七九四、八七八	二六年五月鉄道施設に計上

地方経理事務所 (決算箇所)	工事の内容	財産価額	処理の状況
仙台	郡山工場鉄屑撰別場、整理場、電気熔接棒作業場 移転模様替工事	一、〇五九、〇八九	
高崎	小金井、石橋間外一件の重軌條更新更換工事	一四、八〇〇、五五〇	二六年七月及び八月鉄道施設に計上
水戸	牛久、荒川沖間重軌條更新更換工事外一件	九〇〇、九四六	二六年八月
東京	東京鉄道管理局庁舎蒸気暖房配管取替移設工事外一件	一、〇五五、九〇八	二六年九月及び十一月関連施設又は鉄道施設に計上
長野	長野工場軸頸旋盤その他機械取替工事外五件	一六、五五二、一五八	二六年六月及び七月工場施設又は鉄道施設に計上
静岡	千歳町宿舍修築工事その他二八件	九、一八五、七一六	二六年一月鉄道施設に計上
名古屋	笹島駅五屯橋型起重機走行路延長工事	五九九、九九二	二六年六月
大坂	吹田教習所検収実験室及び投炭練習場移転模様替工事外一件	三、九九九、七五五	
天王寺	中在家、柘植間重軌條更新更換工事外七件	三三、四七九、一七五	二六年七月鉄道施設に計上
熊本	球磨川駅貨物上家災害復旧工事外四件	四、〇一二、六三四	二六年五月から八月までの間に鉄道施設に計上
経理局	志免鉱業所新坑道開鑿工事	一四、五二二、八七一	
(一〇四四) 請願工事等の寄附受財産の受入がされていないもの			
地方経理事務所 (決算箇所)	財産の内容	財産価額	処理の状況
新潟	羽前大山駅構内専用側線請願工事及び新潟県佐藤某外一三名から寄附受した上越線下島信号場外八件	九、五八二、三五七	二六年二月及び七月鉄道施設に計上
高崎	小山駅外三五箇所請願専用側線工事	四〇、六五九、三四二	二六年一〇月

(一〇四五) 固定資産勘定の貸借記入を重複し又は脱漏していたもの

地方経理事務所 (決算箇所)	過誤の内容	金額	処理の状況
名古屋	笠寺駅外四箇所請願専用側線工事	一〇、四四五、四五五	二六年八月大部分鉄道施設に計上
福知山	綾部駅外一二箇所請願専用側線工事	一、四七九、九八七	二六年七月鉄道施設に計上
熊本	有佐駅外一箇所請願専用側線工事	七、八八二、二五二	二六年九月
(一〇四五) 固定資産勘定の貸借記入を重複し又は脱漏していたもの			
地方経理事務所 (決算箇所)	過誤の内容	金額	処理の状況
釧路	新猿間川橋梁新設工事費の一部及び倉庫等を財産から脱漏し、又は建物改築に当り旧財産を誤つて除却していたもの	一四、一一三、四五五	二六年五月から九月までの間に鉄道施設に計上
札幌	釧路工場外二箇所撤去済の機械諸設備等を除却せずそのまま計上していたり又は橋梁新設工事費について重複計上していたもの	二、五三三、七一八	二六年五月及び八月一部鉄道施設から除却
札幌	風雪害のため倒壊滅失した礼文駅建物外二件を除却せずそのまま計上していたもの	二六二、二四四	二六年七月鉄道施設から除却
秋田	院内外三駅分岐器更換工事費を重複計上していたもの	一五五、五三九	二六年五月
同	大罫碎石場の施設を財産から脱漏していたもの	六六九、八二八	二六年七月鉄道施設に計上
同	白河、郡山間重軌條更新更換工事外一件を未竣功施設に重複計上していたもの	一八、三五六、五四二	二六年八月未竣功施設から減額
仙台	福島、米沢間重軌條更新更換工事外二件を未竣功施設に計上してはなかつたもの	三、三〇二、一八三	二六年八月未竣功施設に計上
同	売却済の長岡市所在の土地を除却せずそのまま計上していたもの	六〇、九〇〇	二六年一月雑施設から除却
新潟	宇都宮管理部長止に伴い撤去した通信設備外一九件を除却せずそのまま計上していたもの	一、一〇〇、三〇七	二六年七月鉄道施設から除却
高崎	富田、足利間、新袋川橋梁径間拡張工事費を脱漏していたもの	二、二五九、一五五	二六年四月及び七月鉄道施設に計上

地方経理事務所 (決算箇所)	過 誤 の 内 容	金 額	処 理 の 状 況
水 戸	高萩、南中郷間切取法面災害復旧工事費を過少に計上していたもの	二〇七、一〇〇円	二六年八月鉄道施設に計上
同	第二久慈川橋梁の橋脚根固工事の既成部分が流失したのを除却せずそのまま計上していたもの	九九八、〇五六	二六年七月鉄道施設から除却
千 葉	茂原駅構内瓦斯側線有効長延伸工事外一三件の工事費を過少に計上していたもの	二〇六、三三八	二六年六月から九月までの間に鉄道施設に計上
同	両国、千葉間タイププレート敷設工事で給料及び人夫賃を損益勘定支弁の随修工事に転用したのこれを財産価額に計上していたもの	九〇、八〇四	二六年十一月鉄道施設から除却
東 京	利根川橋梁扛上工事等の完成高を未竣功施設に過大に計上していたもの	一〇三、五五一	二六年九月未竣功施設から除却
同	横須賀、衣笠間法面改良工事外一件の工事費のうち材料費又は工事附帯費を脱漏していたもの	三、八一九、五九三	二六年九月鉄道施設又は未整理資産に計上
大 阪	姫路電力区でポール盤外二点を簿外に保有していたもの	一二六、〇〇〇	二六年五月鉄道施設に計上
大 島	広島印刷工場倉庫外一件の工事費を過少に計上していたもの	六〇、〇〇〇	二六年一月工場施設に計上
大 分	土地の価額を取得価額以上に計上していたもの	一七二、〇五八	二六年六月鉄道施設から除却
同	大分車電区で発電機試験装置修繕工事費のうち材料費等を脱漏していたもの	三九四、二〇〇	二六年六月鉄道施設に計上
熊 本	災害復旧した球磨川駅貨物上家について旧財産価額を除却していなかったもの	一三〇、〇七六	二六年六月及び九月鉄道施設から除却

(一〇四六) 勘定科目を間違えて計理していたもの

地方経理事務所 (決算箇所)	過 誤 の 内 容	金 額	処 理 の 状 況
函 館	使用見込のない土地、建物及び施設を鉄道施設等に計上していたもの	五、二〇七、二四三円	二六年三月、七月及び八月雑施設に振替
盛 岡	小本線押角隧道覆コンクリートその入工事外一件が完成しているのに未竣功施設としていたもの	一、九二八、八〇七	二六年七月鉄道施設に振替
経 理 局	志免鋳業所で用品施設を炭鋳施設としていたもの	三、四二二、一二二円	二六年五月用品施設に振替

(一〇四七) 作業資産

諸工事の施行に伴い発生した物品の貯蔵品への受入がされていなかったり、工場副生品の把握が十分でなかつたため簿外品となつたり、又、実地たな卸に当り、当然判明すべき従前からの簿外品がそのままとなつていたなどのため、貯蔵品に計上されていないものが、左のとおり総額三六、一八八、三〇四円に上つている。

地方経理事務所 (決算箇所)	過 誤 の 内 容	金 額	処 理 の 状 況
盛 岡	盛岡工場で鋼、鉄屑等を貯蔵品に受け入れていなかったもの	一、五八一、五九五円	二六年四月貯蔵品に繰入
秋 田	土崎工場で特殊鋼二〇屯五五三及び銑鉄雑種二五屯を簿外に保有していたもの	八、三五八、五三七	二六年六月及び八月
仙 台	郡山工場で電動機一台を簿外に保有していたもの	六八六、〇〇〇	二六年五月
新 潟	諸工事により発生した物品を貯蔵品に受け入れていなかったもの	五、〇〇七、二五〇	二六年四月から九月までの間に貯蔵品に繰入
水 戸	羽鳥、岩間間その他一箇所軌條更換外二工事に伴い発生した軌條等を貯蔵品に受け入れていなかったもの	八、八九九、〇六二	二六年五月

地方経理事務所 (決算箇所)	過誤の内容	金額	処理の状況
千葉	施設及び信号通信等の工事施行に伴い発生した物品を貯蔵品に受け入れていなかったもの	六、八二三、四〇三	二六年四月から六月までの間に貯蔵品に繰入
東京	上野保線区外一箇所工事の施行に伴い発生した古軌條及び発動機等を貯蔵品に受け入れていなかったもの	四二二、四三五	二六年九月及び一〇月
大阪	大阪保線区、福知山機関区等で工事の施行に伴い発生した軌條及び天井走行起重機等を貯蔵品に受け入れず、又、大阪地方資材事務所等で揮発油等を簿外に保有していたもの	八、四二二、二二二	二六年四月から九月までの間に
門司	小倉工場等で副生品及び貯蔵品を簿外に保有していたもの	三、〇八〇、三六五	
熊本	熊本機関区等で石炭三四七屯五〇九を簿外に保有していたもの	九一七、四二三	

右の外

(1) 貯蔵品について地方資材事務所における残高と地方経理事務所の計理額との間に年度中途において事由不明の差違をきたしているなどの事例があつて、責任箇所における貯蔵品のは、握が十分でないものがあると認められる。

(2) 工場予備品の評価額は長期にわたり価額改訂を行つていないため著しく低価となつていばかりでなく、期末計上額と現品保有高とが符合していないものがある。

(3) 昭和二十五年末における積送品のうち三五、二二九、二二〇円は、二十四年度からの繰越分であつて、その大部分が保管転換に伴う事故によるか、あるいは発送又は受入に際し適切な処置を欠いたためのも過誤と認められる。

められるものであるが、二十五年途中でこれらの事由が判明しないままこれを二十六年度に繰り越して、原因追求の処置がすみやかに講ぜられていないうらみがある。

(一〇四八) 流動資産

当年度に属すべき未収金の計上がもれていたり、他の決算箇所で収納済のものを未収金に計上していたものがあり、又、有価証券勘定の残高が過大となつていたものなどが左のとおり総額二一、四〇九、二九二円である。なお、過年度未収金等長期にわたり収納に至らず、その徴収が困難と認められるものが少くないが、これらのものに対する処理が適切でないものがあり、又、貯蔵品の売渡に当り代金納入前に現品を引き渡したもので長期にわたり収納されなかつたものについて、未収金に計上することなく、便宜分割して納入のあつた都度仮受金として整理しているものがある。

地方経理事務所 (決算箇所)	過誤の内容	金額	処理の状況
仙台	福島電気鉄道株式会社川前街道外二箇所の踏切経常費負担額を未収金に計上していなかったもの	一、九五四、四七一	二六年七月未収金に計上
東京	日本鋳業株式会社外一会社に対する貨物後納運賃の精算追徴額を未収金に重複計上していたもの	四、一六八、〇九〇	二六年九月営業外経費として処理
同	鉄道弘済会外三六七名に対する有楽町ガード下外五七箇所の貸付料の改定差額を未収金に計上していなかったもの	一、六七八、二五七	
名古屋	有価証券勘定の残高が過大計上となつていたもの	四八八、七〇〇	二五年一月元帳を修正

地方経理事務所 (決算箇所)	過誤の内容	金額	処理の状況
大 阪	垂水駅の横領弁償金を未収金に計上していなかったもの	七四、五五五	二六年七月未収金に計上
四 国	高知通運株式会社に対する貨物後納運賃の延滞償金を未収金に計上していなかったもの	三、〇二〇、〇〇〇	
門司外一五 (註)	専用線料金を未収金に計上していなかったもの	八、九一〇、五七七	
熊 本	西日本鉄道株式会社の銀水、大牟田間踏切経常費負担額を未収金に計上していなかったもの	一、〇五八、七七七	
鹿 兒 島	日本通運株式会社に対する後納運賃の延滞償金を未収金に計上していなかったもの	五五、八六五	二六年五月未収金に計上
(註)	秋田、高崎、水戸、千葉、東京、静岡、名古屋、金沢、大阪、天王寺、福知山、米子、門司、大分、熊本、鹿児島各地方経理事務所		

負債勘定

(一〇四九) 短期負債

仮受金で利益勘定に振り替えるべきものがそのままとなつていたもの、支拂済の物品代金等で未拂金に計上されたままとなつていたものなどが、左のとおり総額六、五七九、三四六円ある。

地方経理事務所 (決算箇所)	過誤の内容	金額	処理の状況
仙 台	仙台市から受けた旧仙台管理部屋舎移転等の補償費の残額を営業外収入に振り替えることなくそのまま仮受金に計上していたもの	四一五、五〇九	二六年五月営業外収入に繰入
高 崎	請願工事の一部を損益勘定で支弁し工事完成後も振替処理をしないまま仮受金に計上していたもの	七七八、九九九	二六年四月から六月までの間に鉄道収入に繰入

大 阪	建物及び土地の売却代金を営業外収入とせずそのまま仮受金に計上していたもの	二、三五五、八二五	二六年六月営業外収入に繰入
広 島	支拂済の貯蔵品代及び積卸料金を未拂金に計上していたもの	四五三、一八六	二六年一月
四 国	契約保証金として受け入れた有価証券を預り有価証券に計上していなかったもの	二、四三五、〇〇〇	二六年一月預り有価証券に計上
経 理 局	志免鉱業所で九州石炭鉱業協会等に支拂済の協会費を未拂金に計上していたもの	一四〇、八七七	二六年九月営業外収入に繰入

(一〇五〇) 未整理項目

未整理項目の計上額は総額七八三、三七五、六二九円となつていますが、このうち次の二件計七二五、九一〇、六四四円についての未整理項目計上は適正な処理とは認め難い。

(1) 右のうち、七一四、一五三、〇四七円は用品勘定の回収超過相当額であつて、昭和二十五年度の用品経費総額、九、八八七、三八八、八二五円に対して七%に上つているが、これを当年度において調整しなければ用品の供給を受けた鉄道経費等の損費勘定ではそれぞれ必要以上に高価な用品を使用したこととなり、したがつて、当年度の損費はそれだけ過大に計上されることとなる。

(2) 一一、七五七、五九七円は資材局で発注済で未入手の備品、消耗品の代金相当額について引当金を設定したものであるが、右備品、消耗品はいずれも二十六年度の使用引当のものと認められるのに、これを二十五年年度所属経費として損費に計上し、引当金を設定したものである。

損益勘定

(一〇五一) 利益勘定

他の勘定で計理すべきものを誤つて利益勘定で処理したり、又、減額しなければならぬのにそのままとなつていたりしたものが、左のとおり総額八九、五四七、〇〇七円ある。

地方経理事務所 (決算箇所)	過誤の内容	金額	処理の状況
札幌	札幌地方資材事務所で貯蔵品(石炭)の組替差益を価格整理収入に計上すべきであるのに営業外収入に計上していたもの	五八、三五三、〇五五	
盛岡	盛岡工事事務所で釜石線労働者用宿舎の売却代金を営業外収入に計上すべきであるのに工事収入にしていたもの	四七六、五〇〇	
東京	株式会社日立製作所外四名に対する貨物後納運賃の概算額を鉄道収入に計上したまま精算による減額分を鉄道収入から減額していなかったもの	一〇、三二七、七二〇	
広島	広島用品庫で古軌條の売却代金について誤算をした結果架空の営業外収入を計上していたもの	四、九八七、八〇〇	
門司	貨物後納運賃の概算受入額と精算額との差額分を重複して鉄道収入に計上していたもの	一五、四〇一、九三二	

(一〇五二) 損失勘定

昭和二十五年度中に使用見込のない貯蔵品を同年度所属の経費として決算したものが、総額約二十四億六千

七百六十二万円ある。

右のうち、被服三四七、九七七、〇〇〇円、車両用品五〇〇、〇〇〇円、軌道用品一七四、〇三〇、〇〇〇円、自動車用品九三、八一九、〇〇〇円、石炭一四二、二三三、〇〇〇円計一、二五七、九五九、〇〇〇円は、特に二十六年二月に至り、年度内に使用見込がないにもかかわらず、経費予算を示達し決算させたものである。このように多額の用品を当期の損費負担とすることは、予算の消化を図つたものと認められるばかりでなく、発生主義会計の趣旨に反するものである。

右の外、架空の損費を計上したもので損失勘定の過誤となつているものが、左のとおり総額三、二二二、七〇一円ある。

地方経理事務所 (決算箇所)	過誤の内容	金額	処理の状況
仙台	福島外三保線区で直営工事の人夫賃を架空に計上していたもの	一、三九〇、五九七	
静岡	御殿場線通信線路の財産引継に当り関係資料との不符合分を誤つて除却処理したため損費が架空に計上されていたもの	一、一〇六、一八六	
米子	工事の既成部分を未竣功施設に振替処理の際仕訳整理を誤つて架空の除却費を計上していたもの	二五二、一一八	
四国	鳥山隧道外一箇所の軌條更換工事の主要材料は二十五年未だに入手しなかつたのにこれを使用したものとして損費に計上していたもの	四七三、八〇〇	

不正行為

(一〇五三) 職員の不行為に因り日本国有鉄道に損害を與えたもの

日本国有鉄道旭川鉄道管理局で、昭和二十四年六月から二十五年九月までの間に、名寄客貨車区稚内支区事務掛浅野某により不正に係る書類を作製するなどして職員給料等をほしひままに領得されたものが四二八、四三六円(うち二十六年十月末現在補てんされた額一〇、〇〇〇円)ある。

その他

(一〇五四) 鉱害復旧費を要求していなかったもの

日本国有鉄道熊本鉄道管理局で、昭和二十五年十二月特別鉱害の指定認可を受けなかつた大牟田荒尾附近の線路及び橋りよ、の鉱害復旧に要する工事費は、鉱業法第九條の規定により鉱害賠償義務者である三井鉱山株式会社当然要求すべきであるのに、その処置がとられていなかったので注意したところ、二十六年七月同会社三池鉱業所に対し一一、〇〇〇、〇〇〇円を要求した。

第三 公 団

公団は、昭和二十六年四月一日までに一五公団の全部が解散され、現在肥料配給外六公団を除いて清算を結了している。

一五公団の設立以来二十五年度までの損益を通算すると、決算上の剰余金は三百二十五億七千九百余万円であるが、国庫交付金二百四十二億五千七百余万元を差し引き、純剰余金は八十三億二千百余万円である。

右のうち、純剰余金のおもなものは肥料配給公団の二十五億二千百余万円、繊維貿易公団の二十八億二千余万円、食糧配給公団の十七億八千八百余万円、価格調整公団の十五億七千八百余万円、船舶公団の七億八千余万円、食料品配給公団の七億六千五百余万円であり、又、純損失のおもなものは配炭公団の三十六億八千余万円、石油配給公団の十億六千九百余万円である。

各公団の解散時における商品手持高は、六百七十一億七千四百余万円であつたが、二十六年三月末現在では油糧砂糖配給外五公団分二百五十四億三千百余万円となつている。

各公団の解散時における売掛金その他債権は五百八十二億八千九百余万円であつたが、二十六年三月末現在では百九十九億四千四百余万円となつている。

又、公団の経理については、職員の不行為に因り公団に損害を與えたもの、資金をほしひままに他に流用

したもの、正規の手續を経ないで商品売り渡しその代金回収が著しく遅延しているものなどが次のとおり多
し。

不 当 事 項

価格調整公団

不正行為

(一〇五五) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの

価格調整公団で、昭和二十三年十一月無機化学部ソーダ課参事伴某により、価格差補給金の関係書類を不正
に作製して、公団資金をほしのままに領得されたものが七五五、八二三円ある。

食糧配給公団

未 收 金 (一〇五六)―(一〇六一)

(一〇五六) 商品代金の回収処置当を得ないもの
(一〇六〇)

食糧配給公団で、代位配給所が売り渡し商品代金の回収について処置当を得ないものが次のとおりある。

(一〇五六) 秋田県支局横手外四支所の沼館町今宿外一〇代位配給所が、昭和二十四年度中に主要食糧の売渡代金
の送金に当り、いずれも売上高を少く計理し過少に送金していたのに、各支所はその調査を適確に行わなかつ
たものであり、又、横手支所及び本莊支所にあつては、沼館町今宿代位配給所又は下川大内村代位配給所が売
上代金を流用している事実を承知しながら支局に報告しなかつたため、支局も早期にこれを発見することがで
きず、結局二十五年一月から八月までの間において各配給所の未送金額が合計七、八四六、九三五円に上り、う
ち五、四四八、三四三円は二十六年八月末現在まだ回収されていない。

(一〇五七) 茨城県支局行方支所の立花委託配給所井野場某が、同配給所の主要食糧の売渡代金の送金に当り、売
上高を少く計理し過少に送金していたのに、その調査を適確に行わなかつたため、昭和二十四年一月ごろから
二十六年三月までの間に商品代金一、〇六一、二七六円を同人の生活費等に流用されるに至り、うち一、〇一〇、
〇〇〇円は二十六年十月末現在まだ回収されていない。

(一〇五八) 栃木県支局上都賀支所の代位配給所栗山村農業協同組合が、主要食糧の売渡代金の送金に当り、売上
高を少く計理し過少に送金していたのに、その調査が適確でなかつたため、昭和二十五年六月五日現在におい
て三、五三六、七二九円に達する商品代金を同組合のために流用され、結局回収不能となつた九七九、〇四五円
を二十五事業年度の雑損に計上したものである。

(一〇五九) 高知県支局芸東外一支所の下川口外三七委託配給所が、主要食糧の売渡代金の送金に当り提出する配給旬報について、当該支所が送金額の適否を調査することなく各配給所の送金額をそのまま受入計理していたため、前記各配給所が売渡代金の一部を農業協同組合の事業資金に流用などしていたことを発見することができず、結局昭和二十六年三月末現在において配給所の未送金額が三四、七八二、八六九円に上り、うち二五、一九六、一四四円は二十六年十月十日現在まだ回収されていない。

(一〇六〇) 熊本県支局小島支所の上松尾、無田口両代位配給所が、主要食糧について虚偽の売上報告をし、昭和二十五年一月以降おおむね一箇月分の売上高をこえる未送金があつたのに同支局では早期にこれを発見することができず、二十五年八月末現在において未送金額が上松尾分六五〇、四四五円、無田口分六〇五、七四七円となり、うち前者六〇二、〇〇〇円、後者五六二、九九九円が二十六年十月末現在まだ回収されていない。

(一〇六一) 商品の販売処置当を得ないため代金の回収に至らないもの
食糧配給公団諸類澱粉近畿支局澱粉部で、宇治化学工業株式会社に対し商品を販売するに当り、代金を受領することなく商品を荷渡ししたため、昭和二十五年七月までの売掛金一〇、五四七、一四〇円が回収困難となつたものがある。

(一〇六二) 右商品の販売に当つては、二十四年十二月以降は法律の規定により代金受領後荷渡しすべきであり、もし代金延納の特約をしようとするときは確実な担保を提供させるべきであつたにもかかわらず、二十四事業年度の

十一月以降毎月末最低四百万円程度の売掛金を存しているのに、二十五年五月十分な調査もしないで担保価値に乏しい物件(精通者の評価約四百万円)で、先順位の抵当権が設定されている。)に対し一〇、〇〇〇、〇〇〇円の根抵当を設定し、二十五事業年度においても依然として掛売を続行したため、前記のように売掛金を増大させたもので、前記売掛金残高は二十六年十月末に至るもまだ回収されていない。

物件

(一〇六三) 商品の売渡処置当を得ないもの

食糧配給公団諸類澱粉東海支局澱粉部で、北陸通商株式会社保管させていたでん粉を、同局石川県事務所澱粉課長榎本某がほしのままに同会社に売渡を一任し、同会社が昭和二十五年四月から九月までの間に一〇五、三四四貫、一九、八七三、九七三円を掛売したため滞貸となり、うち一六、一八二、九二九円は二十六年十月末に至るもまだ回収されていない。

資金管理

(一〇六四) 資金の管理当を得ないもの

食糧配給公団包装資材神戸支局で、計算係長橋川某が、昭和二十四年十二月神戸信用組合主計課長金崎某の

請託をいれ、第一銀行兵庫支店に預金していた公団資金二、三七八、六八九円をほしいままに同組合に一時預入し、金崎某に預金通帳等を保管させたため、同人によりこれを不正に使用されるに至つたものがある。
なお、右のうち一、九六六、四四四円は二十六年十月末現在まだ回収されていない。

不正行為

(一〇六四) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの
(一〇八二)

食糧配給公団で、昭和二十三年四月から二十六年四月までの間に、関係職員により商品代金等をほしいままに領得されたものが、左のとおり一九件計四一、六六六、六六〇円(うち二十六年十月末現在補てんされた額一〇、九三七、四一〇円)ある。

所 名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇六四) 食糧配給公団 北海道支局	石符支所 支所長 細野某外三名	二三年 六から 二六、三まで	六、一四二、八二〇円
(一〇六五) 福島県支局	勿来支所 主事 平山某外三名	二五、九から 二六、三まで	四、三七一、一七九
(一〇六六) 群馬県支局	安中支所 参事 須藤某	二六、一から 二六、三まで	一、七五〇、〇〇六

(一〇六七) 千葉県支局	成田支所 遠山村配給所 主事 早川某	二三、一から 二五、六まで	四六二、七三一
(一〇六八) 東京都支局	向島支所 隅田四丁目配給所 主事 鈴木某外一名	二五、九から 二四、四まで	八七五、九九三
(一〇六九) 新潟県支局	高田支所 矢代配給所 主事補 小島某	二四、一から 二五、四まで	八五〇、〇〇〇
(一〇七〇) 三重県支局	鶴方支所 主事 柴原某外一名	二五、一〇から 二六、三まで	一、二四八、二二七
(一〇七一) 大阪府支局	東支所 主事 高橋某外二名	二六、三から 二五、九まで	四、八八五、一一〇
(一〇七二) 兵庫県支局	伊丹支所 森西配給所 主事補 池永某	二五、六から 二六、四まで	五六九、二二二
(一〇七三) 和歌山県支局	海草支所 主事 鳴神某	二四、一〇から 二五、一〇まで	六五七、一四二
(一〇七四) 山口県支局	宇部支所 参事 末富某外六名	二三、一〇から 二四、一〇まで	四、五二四、〇二六
(一〇七五) 香川県支局	平井支所 十河配給所 主事補 黒川某	二四、一から 二五、六まで	一四六、三三七
(一〇七六) 愛媛県支局	業務部加工課 主事 末広某外一名	二四、九から 二五、一〇まで	六六二、三三七

所名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇七六) 食糧配給公団	芸西支所井ノ口配給所 主事補 松本 某	二五、一から 一〇まで	五五九、〇〇〇円
(一〇七八) 福岡県支局	経理部会計課 参事 田中某外二名	二四、二から 二二まで	九、三一四、四一三
(一〇七九) 長崎県支局	佐世保北部支所 参事 御厨 某	二四、一六から 二五、八まで	四、三二五、〇〇〇
(一〇八〇) 熊本県支局	八代支所宮地配給所 主事補 要名 本 某	二五、一六から 二五、一七まで	二五三、九六四
(一〇八一) 宮崎県支局	本庄支所綾町第一配給所 主事補 坂元 某	二五、一〇まで 二五、一〇まで	一、二一九、二七九
(一〇八二) 諸類澱粉九州支局	諸類宮崎県事務所 所長 中村某外三名	二四、八から 二五、六まで	二、九四九、八三〇
(一〇八三) 計	榮類某外一名	二六、一〇から 二六、一〇まで	四一、六六六、六六〇
(一〇八四) 肥料配給公団	旭川支所留萌出張所 所長 相内 某	二五、一四から 二五、一四まで	八五〇、〇〇〇
(一〇八五) 東京支部	埼玉県支所羽生出張所 主事補 柿沼某外一名	二六、一四から 二六、一四まで	八、五七五、六三三
(一〇八六) 名古屋支部	岐阜県支所 主事 尾関某外一名	二四、一から 二六、三まで	四、六六六、六六〇

(一〇六八) 資金管理

(一〇八三) 資金の管理当を得ないもの

肥料配給公団名古屋支部で、石川県支所金沢出張所職員山本某が富樫農業協同組合外七組合から容器保証金名義で詐取した一三九、九八七円を、昭和二十五年七月公団資金をもつて被害者に弁済し、同額を雑損として決算したものである。

不正行為

(一〇八四) 職員の不正行為に因り公団に損害を與えたもの

肥料配給公団で、昭和二十三年八月から二十六年四月までの間に、関係職員により商品代金等をほしいままに領得されたものが、左のとおり五件計二一、一四二、一五三円(うち二十六年十月末現在補てんされた額七、一一二、二五九円)ある。

所名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇八四) 肥料配給公団	旭川支所留萌出張所 所長 相内 某	二五、一四から 二五、一四まで	七四〇、七三三円
(一〇八五) 東京支部	埼玉県支所羽生出張所 主事補 柿沼某外一名	二六、一四から 二六、一四まで	三、八九八、六七七
(一〇八六) 名古屋支部	岐阜県支所 主事 尾関某外一名	二四、一から 二六、三まで	一〇、七五二、一二五

所 名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇八七) 肥料配給公団 大阪支部	高知県支所西佐川出張所 所長 刈谷 某	二四年七月 二五年七月 から まで	七八三、〇九七 円
(一〇八八) 門司支部	熊本県支所 支所長 内田某外一名	二四年一〇月 二五年七月 から まで	四、九六七、五二〇 二一、一四二、一五三

食料品配給公団

不正行為

(一〇八九) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの
(一〇九〇)

食料品配給公団清算事務所、昭和二十五年四月から八月までの間に、関係職員により商品代金等をほしいままに領得されたものが、左のとおり二件計一、〇六六、六三六円ある。

所 名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇八九) 食料品配給公団清算事務所 北海道支部	計算課長 新 舍 某	二五年四月 から 八まで	一七六、七一五 円
(一〇九〇) 福岡支部	味噌部経理課長 行 武 某	二五年五月	八八九、九二〇 一、〇六六、六三六

油糧砂糖配給公団

未 收 金

(一〇九一) 商品代金の回収処置当を得ないもの

油糧砂糖配給公団砂糖西部支部で、昭和二十六年三月福岡県砂糖卸協同組合外三組合に対し、砂糖の売渡に当り所定の担保もとらないで四七〇、八五五、一四五円を荷渡ししたものがあり、右代金のうち一三三、四一五、七五三元は八月本院会計実地検査当時なお未回収となつていたので、すみやかに回収するよう注意したところ、十月末までに五三、二五〇、五二四円回収されたが、なお八〇、一六五、二二九円は未回収である。

物 件

(一〇九二) 職員のために商品をほしいままに売り渡されたもの

油糧砂糖配給公団油糧関西支部で、昭和二十六年十月末現在一三、五四三、七四八円を未收金として計上して
いるものがある。

右は、同支部高知県事務所長森田某が、土佐倉庫株式会社に寄託中の落花生油五七、四三一疋四八八外三点を、同支部の出荷指図書もないのに、ほしいままに土佐油糧商業協同組合外六名に二十五年四月から七月までの間

に、一三、八一四、七〇四円で売り渡し、その代金を受領しながら、これを同支部に送金せず逃亡したため生じたものである。

資金管理

(一〇九三) 資金の管理当を得ないもの

(一〇九四)

(一〇九三) 油糧砂糖配給公団油糧関西支部で、昭和二十四年四月株式会社前田製油所に対し、架空の精製魚油新旧価格差金の名義により、一、七二六、六一三円を支拂つたこととし、うち七〇〇、〇〇〇円を五月から二十五年三月までの間に決算事務の残業諸費用等に使用し、残りの一、〇二六、六一三円は同会社に保管させていたものである。

なお、右一、〇二六、六一三円は本院の注意により二十六年六月回収された。

(一〇九四) 同油糧九州支部で、昭和二十四年一月から二十五年四月までの間に、同支部長崎県支所長鈴木某により商品代金等合計一、二七七、九一三円を不正に使用されたものがある。

右は、同支部の売り渡した脱脂大豆外四点の代金一、二六一、七一二円及び出荷指図書もないのにほしひままに販売した大豆油の代金等一一六、二〇〇円を同人がほしひままに菜種増産奨励関係経費として約六十万円、

個人に対する立替金として約三十万円などに使用したものである。

なお、右金額のうち一、二三七、九一三円は二十六年十月末現在まだ回収されていない。

不正行為

(一〇九五) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの

(一〇九六)

油糧砂糖配給公団で、昭和二十四年八月から二十六年六月までの間に、関係職員により商品代金等をほしひままに領得されたものが、左のとおり二件計八、〇八八、四九六円(うち二十六年十月末現在補てんされた額二六、〇三六円)ある。

所 名	関 係 職 員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇九五) 油糧砂糖配給公団(本部)	総務部人事課 主事 杉山 某	二五、一二月から二六、六まで	一四九、八八七円
(一〇九六) 油糧関西支部	経理課長代理 主事 谷崎某 外一名	二四、八から二五、一〇まで	七、九三八、六〇九円
計			八、〇八八、四九六円

産業復興公団

物 件

(一〇九七) 物資の管理当を得ないもの

第三章 第二節 第三 公団 (一〇九五—一〇九七)

産業復興公団で、昭和二十三年一月野村鋳業株式会社から水銀七八七本を買い取り同会社に保管を委託中、同会社により二七六本がほしいままに処分され、その損害額一〇、六二六、〇〇〇円のうち六、九一一、四五〇円は二十六年十月末現在まだ回収されていない。

配炭公団

不正行為

(一〇九八) 職員的不正行為に因り公団に損害を與えたもの
(一〇九九)

配炭公団清算事務所で、昭和二十五年一月から二十六年二月までの間に、関係職員により商品代金等をほしいままに領得されたものが、左のとおり二件計九〇一、一九九円(うち二十六年十月末現在補てんされた額一〇六、九四九円)ある。

所 名	関係職員	不正行為期間	不正行為金額
(一〇九八) 配炭公団清算事務所 小樽支部	室蘭支所経理課 鍵谷 某	二五、一月から 五まで	七四七、二四〇円
(一〇九九) 四国支部	回山本課 某	二五、一二月から 二六、二まで	一五三、九五九
計			九〇一、一九九

是正させた事項

食糧配給公団

財務諸表

(一一〇〇) 商品受拂等の決算処置当を得ないもの

食糧配給公団の昭和二十五事業年度決算の整理について本院会計実地検査の結果不当と認め、これを是正させたものが次のとおりある。

- (1) 宮城県支局で、二十六年一月に仕入れた玄小麦九〇二俵を角田支所管内の館矢間農業協同組合製粉工場で製粉加工させ、一、八二六袋の製品ができたものであるのに、同支所がこれを一、五二六袋として報告したため、差引三〇〇袋価格二六二、八〇〇円が決算外となつていたのでこれを商品勘定に計上させた。
- (2) 愛媛県支局で、翌事業年度である二十六年五月愛媛食糧株式会社外四名に対し主要食糧等を売り渡したもののついて、二十五事業年度の売掛金に一二七、二三三、六〇五円を計上したのでこれを商品勘定に計上させた。
- (3) 同支局で、未拂経費に計上した退職手当三、八三一、八七三円は、二十六年三月三十一日現在在職中の職員全員に対する分であるからこれを取り消させた。

(4) 同支局で、諸経費に計上した一七〇、〇〇〇円は、仮差押に伴う供託金であるから差入保証金に計上させた。

鉱工品貿易公団

物 件

(1101) 商品の売渡に当り処置当を得ないもの

鉱工品貿易公団機械鉱産部で、輸入物資の売渡に当り処置当を得ないものにつき、昭和二十六年二月本院会計実地検査の際注意して是正させたものが次のとおりある。

- (1) 二十四年六月から二十五年三月までの間に輸入し日本軽金属株式会社外二会社に保管させていたボーキサイト鉱石一五、八六七屯価額六三三、八八九、〇六六円のうち、七四、六三六屯価額四六四、七三二、三八六円は二十五年五月までに前記三会社に売り渡しながら七、三三六屯分三八、〇〇七、二〇六円については売渡代金の請求を怠っており、又、四一、二三〇屯価額一六九、一五六、六七九円は既に会社に使用されているのに売買契約も締結されていなかったため注意したところ、二十六年九月までに右売渡代金二〇七、一六三、八八五円及び延滞利息三〇、三四一、二五四円を徴収した。

- (2) 二十四年十一月に輸入し日本鋼管株式会社に保管させていた笠石四八二屯価額七、五一九、二〇〇円のうち、四三二屯価額六、七三九、二〇〇円は二十六年一月までに同会社に売り渡し、残量の五〇屯を欠減として処理していたが、右欠減

相当量は会社で使用したものであったので注意したところ、八月売買契約を結び粉末の混入量を考慮の上、価格を六一四、〇〇〇円と定め九月右代金を徴収した。

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

昭和二十四年度決算検査報告第五章第三節掲記の分

飼料配給公団

二二二頁(七〇三) 商品代金の回収処置当を得ないもの

飼料配給公団 東興飼料株式会社に対する売掛金の回収未済額三、一一一、〇三三円についてはまだ回収の報告に接していない。

食料品配給公団

(七二三) 商品代金の回収処置当を得ないもの

(七二四)

二二六頁(七二三) 食料品配給公団罐詰局 回収未済額一六、二九二、二六四円のうち、一〇、二四〇、〇〇〇円につ

してはまた回収の報告に接していません。

二二六頁(七四四) 食料品配給公団アミノ酸局 回収未済額四、三〇四、九九五円のうち、一、〇五六、二一五円についてはまだ回収の報告に接していません。

(七二七)
(七二二) 資金の管理当を得ないもの

二二七頁(七一八) 食料品配給公団アミノ酸局

- (1) 融資額のうち回収未済額一四、九九九、五〇九円についてはまだ回収の報告に接していません。
- (2) 回収未済額九六五、六六二円のうち、九四四、八六二円についてはまだ回収の報告に接していません。

二二八頁(七二二) 食料品配給公団佐賀支部 回収未済額三、〇一四、五三三円のうち、二、九八五、五三三円につ

てはまた回収の報告に接していません。

鉱工品貿易公団

(七三八)
(七四一) 物資の管理当を得ないもの

二二五頁(七三八) 鉱工品貿易公団機械産部(旧機械部) 損害未補てん額七五、五三〇、九〇八円のうち、五八、五三〇、九〇八円についてはまだ補てんの報告に接していません。

二二六頁(七三九) 鉱工品貿易公団物資処理部(旧原材料部) 損害未補てん額一二、一〇九、三四一円についてはまだ補てんの報告に接していません。

" (七四〇) 鉱工品貿易公団大阪支部 損害未補てん額六、三〇八、四四三円のうち、六、二一九、〇七七円についてはまだ補てんの報告に接していません。

" (七四一) 鉱工品貿易公団名古屋支部 損害未補てん額四、五七〇、八三一円についてはまだ補てんの報告に接していません。

二二七頁(七四二) 商品の売渡に当り処置当を得ないもの

鉱工品貿易公団機械部(旧機械輸出部) 代金未回収額九四、一五九、一三二円のうち、五五、六一九、〇六八円についてはまだ回収の報告に接していません。

第四 復興金融金庫

不当事項

その他

(二一〇二)
(二一〇七) 復興金融金庫の債権保全処置当を得ないもの

復興金融金庫で、融資に当り債務者が先順位の抵当権を設定することとして契約しているのに、この手続を怠つたため他の債権者により先順位の抵当権を設定され債権保全上不利の状態となつたものが、左のとおり六件計二〇五、〇〇一、七八六円ある。

融 資 先	融 資 金 額	融 資 年 月	融 資 目 的	融 資 條 件 に よ る 担 保 物 件	償 還 期 限	融 資 残 高 (二十六年度十月末現在)
(二一〇二) 山口某	九九、九三三、七八五	二二、六から 二四、三まで	設備及び運 転資金	鉱業財団	二九、八から 三一、三まで	九四、六三四、〇〇〇
(二一〇三) 麓 某	五〇、八四〇、八八五	二二、六から 二四、三まで	設備、運 転及び水害復 旧資金	同	二七、一から 二九、三まで	四八、八二七、七八六
(二一〇四) 壽工業株式 会社	三八、〇〇〇、〇〇〇	二二、五から 二二、八まで	設備及び運 転資金	十條工場	二二、七から 二二、七まで	三六、四四〇、〇〇〇
(二一〇五) 国武合名会 社	一一、九〇〇、〇〇〇	二二、四から 二二、六まで	設備資金	久留米工場	二二、五、六から 二二、四まで	一一、四〇〇、〇〇〇
(二一〇六) 日本理化土 木株式会社	七、五〇〇、〇〇〇	二二、二から 二二、四まで	同	浮間工場	二二、四	七、四〇〇、〇〇〇
(二一〇七) 日本油機製 造株式会社	八、五〇〇、〇〇〇	二二、二から 二二、三まで	水害復旧資 金	小松川工場	二二、六	六、三〇〇、〇〇〇
計	二一六、六七四、六七〇					二〇五、〇〇一、七八六

第五 連合国軍人等住宅公社

連合国軍人等住宅公社は、連合国軍人等住宅公社法(昭和二十五年法律第八十二号)によつて、連合国軍人及び軍

に附属し又は随伴する連合国人並びにこれらの者の家族の使用する住宅二千戸を建設してこれを賃貸する目的で設置され、建設費は米国対日援助見返資金のうちから借り入れるものであるが、二十五年年度の収入済額は七十億五千余万円、支出済額は六十九億五千余万円、差引九千九百九十九万円の残額を生じている。しかし、収入及び支出のおもなものは、収入において借入金六十九億四千九百九十九万円、建物貸付料九千九百九十九万円、支出において住宅建設費六十九億千八百余万円、借入金利息三千三百余万円であつて、建設工事の施行に關し、しばしば設計を変更したため著しく経費が増加し又は手もどりをきたしたものなどがあり、なお、競争契約によつていたため結果的な批判は困難であるが、工事費予定価格の積算において材料、労力等の算定が過大で論議の余地があると認められるものがある。

不 当 事 項

工 事

(二一〇八) 工事の施行に当り処置当を得ないもの
(二一〇九)

(二一〇八) (款)公社支出 (項)住宅建設費
(二一〇八) 連合国軍人等住宅公社横浜支部で、昭和二十五年八月鹿島建設株式会社外八会社に請け負わせ九相模原公社住宅新設工事費として、一、二四六、九六三、〇九八円(うち二十六年分一三九、一五九、六八五円)を支

出したものがある。

右は、四六〇戸の住宅建築工事及び屋内電気、衛生、だん房等の附帯工事の代金で、当初、予定価格と同額の九七一、〇五〇、〇〇〇円(坪当り六〇、一七三円ないし六五、一四五円、平均六二、一二二円)で契約したものであり、契約後資材、工法等につきしばしば設計変更を行つた結果、精算金額は前記のとおり一、二四六、九六三、〇九八円(坪当り工事費は七八、四四八円ないし八二、七二三円、平均七九、七七四円)となり著しく高価となつてゐるが、設計変更の内容を見ると、当初の仕様書に記載された規格以上の良質造作材を使用し、あるいは塗装材料又は方法を変更し、更に工事の実施に当り多額の手もどりを生じ、その工事費を補償するなどそのおもなものだけでも七六、七五一、一九二円に上つてゐる状況で、このようなものは当初十分な打合せを行つたならば節減することができたと認められ、結局本件は工事の施行に当り注意の周到を欠き工事費の増加をきたしたものでその処置当を得ない。

なお、本件予定価格のうち建築工事費五七六、一〇二、二八三円の積算内容を見ると、木材の所要量を過大に見積り、その価格も高価であり、又、二戸建として建築するものに一戸建の建築費を二倍に積算するなど積算が過大と認められるものが計五〇、〇〇三、九三三円ある。

又、同仙台支部で、西松建設株式会社外四会社に支拂つた三沢地区公社住宅新設工事代金四六一、六二四、一八〇円の予定価格の内容を見ると、建築工事費二四六、二九〇、八〇〇円において木工、土工、左官等の各

工事の単価及び数量を過大に見積り、あるいは誤算してゐるものがあるため、約二千六百万円高価に積算されている。更に屋内だん房工事及び屋内衛生工事において過大又は二重に積算したものがあり、結局本件予定価格は諸経費をあわせ約五千万円を高価に算定してゐるものと認められる。

(二一〇九) 仙台支部で、昭和二十五年四月鹿島建設株式会社外一会社に請け負わせた三沢及び八戸両地区公社住宅用上水道新設工事の代金として一〇三、三八七、五〇〇円を支出したものがあつた。

右は、当初両地区合計八六、五〇〇、〇〇〇円で請負に付し、その後設計変更の結果、前記金額に増額して支拂つたものである。

(1) 三沢公社住宅用上水道新設工事のうち、高さ八九呎余の鉄塔に容量八〇、〇〇〇ガロンの水槽を設備する高架水槽工事(工事費一一、四四四、四四七円)は鉄塔の上部を一〇吋×五吋× $\frac{3}{8}$ 吋I形鋼と幅五吋厚さ $\frac{3}{8}$ 吋の平鋼を組み合わせた鉄柱八本をもつて組み立てられてゐるが、二十五年十一月完成後間もなく三六呎余の部分が屈曲したため、当局者の計算によるも約三百八十三万七千円の補修費をかけなければ使用不可能となつてゐる。

しかし、本件鉄塔に隣接した既設高架水槽の鉄柱は本件屈曲部分に相当する部分に本件と同一のI形鋼と幅が本件の二倍に当る一〇吋平鋼を組み合わせたものを使用してゐるにかかわらず、なお幾分屈曲してゐる事例があるばかりでなく、屈曲部分の強度を本院で計算すると断面積一平方糎当り約七十疋が限界荷重であ

るのに対し、水槽の満水時荷重は一平方糎当り五一〇砵で、前記限界荷重の約七・三倍となつてゐる状況であるから、これを施工すれば事故の発生することは当初において予見するに難くなかつたものと認められるのに、十分調査することなく不備な工事を行い、多額の補修費をかけなければ使用不可能にさせてゐるのはその処置当を得ない。

(2) 本件工事の当初の予定価格の積算内訳を見ると、両地区の配管工事費二二、七七七、五二五円のうち鑄鉄管四六〇屯三二九に対する大阪から古間木又は八戸までの輸送費として一、六二〇、一三六円が計上されてゐる。しかし、鑄鉄管の価格は買主もより駅渡の価格である統制額で計上されてゐるものであるから、統制額の他に前記のような輸送費を計上する必要はないものであるのに、これを積算したためひいて請負価格を高価にさせたものでその処置当を得ないものと認め注意したところ、請負人の工事費内訳書に記載された輸送費相当額一、三八六、六〇〇円を請負人から回収することとした。

不正行為

(一一一〇) 職員的不正行為に因り公社に損害を與えたもの

連合国軍人等住宅公社名古屋支部で、昭和二十五年十月名古屋特別調達局経理部経理課雇深井某及び部外者一名により、公社資金をほしいままに領得されたものが一、七二八、〇〇〇円(うち二十六年十月末現在補てん

された額五一一、二〇〇円)ある。

是正させた事項

工 事

(一一一一) 工費用電力及び用水料金の精算処置当を得ないもの

(款)公社支出 (項)住宅建設費

連合国軍人等住宅公社東京支部で、昭和二十五年四月及び六月清水建設株式会社外四会社に請け負わせた西立川地区公社住宅四三棟一〇〇戸の建設並びに屋外附帯工事の代金として支出したもののうち共通仮設費五、一四七、七〇三円があり、このうちに工費用電力及び用水料金三三三、四、九一〇円が計上されているが、実際工事施行に当つては電力及び用水はすべて軍の施設から無償で供給を受けたものであるから、工事費精算の際には減額すべきであるのに、これをしていなかつたので注意したところ、二十六年七月右金額に諸経費六〇、九〇二円を加えた三九五、八二二円を回収した。

第六 商工組合中央金庫

不 当 事 項

資 金 管 理

(一一一二) 資金の管理当を得ないもの

商工組合中央金庫八王子出張所で、昭和二十五年六月から八月までの間八福織維株式会社に貸し付けた総額二四、三三五、〇二〇円は、二十四年十月から十二月までの間に、同出張所長中條某がその地位を利用し、直接に同会社のために手形の支拂保証及び金庫を支拂人とする小切手の振出等の方法により資金的便宜を與えたものを貸付金に振り替えたもので当を得ない。

なお、右のうち二十六年十月末現在四五〇、〇〇〇円が回収されたに過ぎない。

第七 郵政省共済組合

不当事項

不正行為

(一一一三) 職員的不正行為に因り共済組合に損害を與えたもの

郵政省共済組合東京郵政局部局で、昭和二十二年八月から二十五年三月までの間に、東京郵政局人事部厚生課共済係長郵政事務官肥田木某により共済組合資金をほしいままでに領得されたものが一〇、九五〇、〇〇〇円(うち二十六年十月末現在補てんされた額四、八五〇、〇〇〇円)ある。

第三節 会計事務職員に対する検定

第一 出納職員に対する検定

昭和二十五年十二月から二十六年十一月までの間に、出納職員が現金又は物品を亡失し損じた事実につき当該機関から報告を受理したものは、繰越分を含め一、四一五件一、〇〇七、五九六、八二三四で、これに対し弁償責任の有無を検定したものは八四〇件七五〇、二七五、二三二円で、その機関別内訳は左のとおりである。

なお、検定未済件数は五七五件二五七、三二一、五九一円であるが、その大部分は当該機関との間に照会中の案件である。

機関名	報告	受理	検定		計
			責任	無責任	
日本専売公社	二九二件	七四〇、一二九千円	一件 八千円	二七九件	二八〇件 七二四、六三〇千円
食糧配給公団	一、〇六二	二二六、九九四		五〇九	二七、八一四
食料品配給公団	一	一、〇〇〇			
油糧砂糖配給公団	一	一、六六九			
産業復興公団	二三	九、九七八		二〇	九六四
鉱工品貿易公団	二四	一七、六三五		二二	六、七五六

第三章 第三節 会計事務職員に対する検定 第一 出納職員に対する検定

機関名	報告受理	検定		計
		有責任	無責任	
復興金融公庫	三件	七千八百	七千八百	七千八百
国民金融公庫	六件	四七	四七	四七
住宅金融公庫	三件	六三	六三	六三
計	一、四一五	一、〇〇七、五九六	一、八八	八三九
			七五〇、一八七	八四〇
			七五〇、二七五	

前表の有責任と検定した一件は、現金の亡失で出納職員が善良な管理者の注意を怠つたことに因るものである。

物品については、有責任と検定したものはないが、食糧配給公団における食糧、日本専売公社におけるたばこ、塩等の亡失、損が多く、その原因のおもなものは盗難、変質、濡損、火災等で、その処置、対策については各機関関係責任者に対し特に注意を促している。

第二 公団等の予算執行職員等に対する検定

公団等予算執行職員が公団等に関する法令に準拠せず、又は予算で定めるところに従わないで公団等の支出等の行為をした事実について報告を受理したものは食糧配給外一公団計二件五、六五七、二二九円で、これについては現在審理中である。

附表第一 昭和二十五年一般会計決算未確認額表

(昭和二十六年十二月三十一日現在)

歳入出	所管 部局、部、款、項	証 明 序 金 額 事 由
第一部 租税及印紙収入		
第一款 租 税		
第二項 所得 税	麴町外二五八 稅務署	三五、二一六、四八三 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中
第三項 法 人 税	麴町外一八六 稅務署	八、〇二〇、〇五七 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中
第四項 相 続 税	神田外一〇九 稅務署	四、六四九、三七九 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中
第五項 富 裕 税	横須賀外四 稅務署	一九〇、〇〇〇 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中
第六項 再 評 価 税	神田外七三 稅務署	三、三九〇、〇〇〇 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中
第七項 酒 税	堺 外 四 稅 務 署	六〇、〇〇〇 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中
第八項 物 品 税	神田外二二 稅務署	四三〇、〇〇〇 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中
第九項 有価証券移転税	三 島 稅 務 署	二〇、〇〇〇 質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中

附表第一 昭和二十五年一般会計決算未確認額表

附表第一 昭和二十五年一般会計決算未確認額表

歳入出	所管 部局、部、款、項	証 明 庁 金	額 事	由
第十二項	通 行 税	成田外一 稅務署	五〇、〇〇〇 質問に対する回答未済	
第十四項	清涼飲料税	倉 敷 稅 務 署	一〇、〇〇〇 同	
第十五項	織物消費税	東 金 稅 務 署	一〇、〇〇〇 同	
第十六項	取引高税	神田外三 一 稅務署	七八〇、〇〇〇 質問に対する回答未済 回答済調査中	七四〇、〇〇〇 円 四〇、〇〇〇
第二部 官業及官有財産 收入				
第二款 官業 收入				
第二項	病院 收入	国立板西療養所	四五、八五六 犯罪に關し調査中	
第三項	学校農場及演習 林收入	九 州 大 学	四六二、二〇五 質問に対する回答未済	
第三款 官有財産 收入				
第二項	官有財産売却代	關東外六 財務局	三五、七八八、一七九 証明済調査中	
第三部 雜 收 入				
第一款	雜 收 入			
第四項	懲罰及沒收金	浜 松 稅 務 署	一〇、〇〇〇 質問に対する回答未済	
第七項	弁償及返納金	本郷外六 稅務署	三六〇、〇〇〇 同	
歳 入 計			八九、四九二、一五九 証明済調査中 回答済調査中 犯罪に關し調査中	四一、八二、〇五 四二、七四、五八 五、〇一〇、〇〇 五五、四、四四六
歳 出				

裁 判 所

(部局)	最高裁判所		
(部)	裁判所費		
(款)	裁判所		
(項)	裁判所敷地建物買收費	最高裁判所外三箇所	一三、一九六、五二六 証明済調査中
(部局)	地方裁判所		
(部)	裁判所費		
(款)	裁判所		
(項)	裁判所費	最高裁判所	三、九八〇、〇〇〇 同
(項)	地方裁判所戦災復旧費	同	一八、三三三、二〇〇 同
(部局)	家庭裁判所		
(部)	裁判所費		
(款)	裁判所		
(項)	家庭裁判所新営費	最高裁判所外二箇所	二七、九三三、五六四 同
(部局)	簡易裁判所		
(部)	裁判所費		
(款)	裁判所		
(項)	簡易裁判所新営費	最高裁判所	八、四二七、二九五 同
(部局)	裁判所予備経費		
(部)	裁判所費		

附表第一 昭和二十五年一般会計決算未確認額表

附表第一 昭和二十五年一般会計決算未確認額表

四〇四

歳入出

所管 部局、部、款、項

証

明

庁

金

額

事

由

(款) 裁判所予備経費

(項) 裁判所予備経費

岡山地方裁判所

二、六〇〇、〇〇〇円

証明済調査中

総 理 府

(部局) 警察予備隊

(部) 司法及警察費

(款) 警察予備隊費

(項) 警察予備隊費

札幌外二警察管区本部

九三、四三四、九四四

回答済調査中

(部局) 電波監理総局電波部

(部) 行政部費

(款) 電気通信省

(項) 電 波 庁

中央電波観測所

一、二二三、三四五

前金拂の精算未了

(部局) 特別調達庁

(部) 終戦処理費

(款) 終戦処理事業費

(項) 総司令部費

札幌特別調達局

二、三三五、七〇〇

概算拂の精算未了

(項) 副官部費

同

一、二、二三九

前金拂の精算未了

(項) 兵器部費

東京特別調達局

六二〇、六六九、八〇二

証明済調査中

(項) 技術部費

札幌外六特別調達局

五二五、四一〇、八二三

前金拂の精算未了

(項) 終戦処理業務費

(項) 終戦処理業務補償費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

(項) 解除物件処理費

附表第一 昭和二十五年一般会計決算未確認額表

四〇五

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

証明済調査中

五四、二九三、三〇六
七、三五〇、四〇七
三八、七五八、〇九七
六、二四三、三八〇

一三、四三三、四七
一四、四〇〇、〇〇〇

三、八六〇

二五、七八〇、二五

四、六五、四一

五、七三、八

五〇〇、〇〇〇

一〇、一三〇、九〇

二、八四、五五

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

二、七九、三六

附表第一 昭和二十五年一般會計決算未確認額表

四〇六

歳入出 所管 部局、部、款、項

証

明 庁

金

額 事

由

(款) 一般公共事業費

(項) 官庁営繕費

甲府地方檢察庁外二箇所

一、三五〇、〇〇〇^円

証明済調査中

(項) 行刑施設費

神戸拘置所外三箇所

一八、三三六、二四九 同

(部局) 拘置所

(部) 司法及警察費

(款) 矯正保護費

(項) 矯正保護官署

法 務 府

九、七五〇、〇〇〇 同

(項) 矯正保護收容費

大 阪 刑 務 所

四、四一八、〇〇〇 同

(部局) 刑 務 所

(部) 司法及警察費

(款) 矯正保護費

(項) 矯正保護收容費

大 阪 刑 務 所

四八、〇〇〇、三三二 同

(項) 刑務所作業費

加古川外一刑務所

一、四四九、八六〇 同

(部局) 少年刑務所

(部) 司法及警察費

(款) 矯正保護費

(項) 矯正保護官署

法 務 府

三、五九九、九五三 同

(項) 矯正保護收容費

大 阪 刑 務 所

一、〇二九、一〇〇 同

(部局) 少年觀護所

(部) 司法及警察費

(款) 矯正保護費

(項) 矯正保護官署

宇 都 宮 刑 務 所

七〇、五二六 同

(項) 矯正保護收容費

同

一七九、三三六 同

外 務 省

(部局) 外務大臣官房

(部) 行政部費

(款) 外 務 省

(項) 外務本省

外 務 省

一、〇一八、五三〇

前金拂の精算未了
概算拂の精算未了

一五七四
一〇〇八六

(款) 海外出張其他海外
外拂関係諸費

(項) 海外出張其他海外
外拂関係諸費

外 務 省

二、二四一、七九三

概算拂の精算未了

(部局) 外務省政務局

(部) 行政部費

(款) 外 務 省

(項) 外務本省

外 務 省

七八、一四九

前金拂の精算未了

(部局) 外務省條約局

附
表
第
一

昭
和
二
十
五
年
度
一
般
會
計
決
算
未
確
認
額
表

四〇七

附表第一 昭和二十五年一般会計決算未確認額表

歳入出 所管 部局、部、款、項	証 明 庁 金 額 事	四〇八
(部) 行政部費		
(款) 外 務 省		
(項) 外務本省 外	七四、四五六 ^円	前金拂の精算未了
(部局) 外務省調査局		
(部) 行政部費		
(款) 外 務 省		
(項) 外務本省 外	六六、六四六	同
(部局) 国立国会図書館 支部図書館		
(部) 行政部費		
(款) 外 務 省		
(項) 外務本省 外	四九、四五九	前金拂の精算未了
(部局) 在外公館		
(部) 行政部費		
(款) 海外出張其他海 外拂関係諸費		
(項) 海外出張其他海 外拂関係諸費	一六、二四九、八四八	概算拂の精算未了
大 蔵 省		
(部局) 財務局		

由

(部) 行政部費		
(款) 大 蔵 省		
(項) 財務部 近畿 財務局	四五九、五一九	証明済調査中
(部局) 国税庁		
(部) 行政部費		
(款) 大 蔵 省		
(項) 国税庁 大阪国税局外二四箇所	八六五、二五〇	〔質問に対する回答未済 証明済調査中〕
(部局) 国税局		
(部) 行政部費		
(款) 大 蔵 省		
(項) 国税局 福岡国税局外二六箇所	一二、五六五、六五二	証明済調査中
(部局) 税務署		
(部) 行政部費		
(款) 大 蔵 省		
(項) 税務署 国税庁外三三箇所	七七、六四八、九八八	〔質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中〕
文 部 省		
(部局) 文部大臣官房		
(部) 行政部費		

附表第一 昭和二十五年一般会計決算未確認額表

附表第一 昭和二十五年年度一般會計決算未確認額表

四一〇

歳入出 所管 部局、部、款、項 証 明 庁 金 額 事

由

(款) 海外出張其他海外拂関係諸費

文部省外一箇所 一、九二七、九四〇円

〔前金拂の精算未了概算拂の精算未了〕

四九三九七
一四九五五三

(部局) 文化財保護委員会

(部) 教育文化費

(款) 芸術文化費

(項) 国宝其他保存費 文化財保護委員会外一箇所 八、五四一、三五一 回答済調査中

(部局) 国立学校

(部) 教育文化費

(款) 直轄学校費

(項) 直轄学校 弘前外一一大学 三、〇三三、六八六

〔前金拂の精算未了概算拂の精算未了〕

一七四六六七
四二〇〇〇〇
八八〇一九

(部局) 大学附属病院

(部) 教育文化費

(款) 直轄学校費

(項) 直轄学校 東北大学 九、七一〇 前金拂の精算未了

厚生省

(部局) 厚生大臣官房

(部) 行政部費

(款) 厚生省

(項) 厚生本省 厚生省 一〇、六九四、〇七九 回答済調査中

(部局) 厚生省公衆衛生局

(部) 保険衛生費

(款) 公衆衛生費

(項) 保健所費 北海道外四五箇所 七九、二九一、〇〇〇 証明済調査中

(款) 医療施設費

(項) 都道府県精神病院費補助 北海道外四四箇所 一〇、一〇九、三〇〇 同

(部局) 厚生省医務局

(部) 行政部費

(款) 厚生省

(項) 厚生本省 国立小倉病院 一、〇八三、二一一 同

(部局) 厚生省社会局

(部) 社会及労働施設費

(款) 救済保護費

(項) 生活保護費 東京 六、〇〇〇、〇〇〇 回答済調査中

(部局) 厚生省保険局

(部) 社会及労働施設費

附表第一 昭和二十五年年度一般會計決算未確認額表

四一一

附表第一 昭和二十五年一般會計決算未確認額表

歳入出

所管 部局、部、款、項

証 明 庁 金 額 事

由

四二二

(款) 社会保険費

北海道外四五箇所

六一、九三〇、六九四^円

証明済調査中

農 林 省

(部局) 農林省農地局

(部) 産業經濟費

(款) 農 業 費

仙台農地事務局

四、五九二、一七三 同

(部) 公共事業費

(款) 一般公共事業費

農林省外一箇所

一七、九〇〇、〇〇〇

回答済調査中

(項) 土地改良事業費

同

四四、五六五、一五七 同

(款) 昭和二十五年発
生災害復旧事業
費

山口 県

六五〇、〇〇〇 同

(項) 昭和二十五年発
生災害復旧事業
費

(部局) 林 野 庁

(部) 公共事業費

(款) 一般公共事業費

山形営林署外一箇所

四六、一二二、四七〇

犯罪に關し調査中

(項) 山林事業費

(款) 昭和二十五年発
生災害復旧事業
費

東京営林局由比治山事業所

六、六五九、七三七 同

(項) 昭和二十五年発
生災害復旧事業
費

(部局) 水 産 庁

(部) 公共事業費

(款) 一般公共事業費

農 林 省

二、〇〇〇、〇〇〇

質問に對する回答未済

(項) 漁港施設費

(款) 災害復旧公共事
業費

農林省外二箇所

一三、二八〇、〇〇〇

回答済調査中

(部局) 農地事務局

(部) 公共事業費

(款) 一般公共事業費

東京外一農地事務局

一八、四六四、七六四

回答済調査中

(項) 土地改良事業費

(項) 開拓事業費

仙台外四農地事務局

一三七、〇一九、六六九

質問に對する回答未済

(項) 農業施設災害復
旧事業費

仙台外二農地事務局

一六、七五〇、九九〇

証明済調査中

(款) 災害復旧公共事
業費

質問に對する回答未済

回答済調査中

三六四、〇〇〇

一〇〇〇、〇〇〇

二二〇、九九〇

四一三

附表第一 昭和二十五年一般會計決算未確認額表

四一三

附表第一 昭和二十五年度一般會計決算未確認額表

四一四

歳入出 所管 部局、部、款、項	証 明 庁 金 額 事 由
通商産業省	
(部局) 工業技術庁調整	
(部) 産業經濟費	
(款) 商鉦工業費	
(項) 工業技術庁 工業技術庁	一六、八〇五、二二六 ^円 前金拂の精算未了
運輸省	
(部局) 運輸大臣官房	
(部) 行政部費	
(款) 海外出張其他海外拂関係諸費	
(項) 海外出張其他海外拂関係諸費	一、〇四〇、七二〇 概算拂の精算未了
(部局) 海上保安庁燈台部	
(部) 公共事業費	
(款) 一般公共事業費	
(項) 海上保安施設費	二二、三九五、八〇〇 証明済調査中
(款) 災害復旧公共事業費	
(項) 海上保安施設災害復旧事業費	一、五〇三、三〇〇 同

(款) 昭和二十五年発
生災害復旧事業
費

九〇〇、〇〇〇 同

(項) 昭和二十五年発
生災害復旧事業
費

同

(部局) 海上保安管区本部

(部) 公共事業費

(款) 一般公共事業費

第四外一管区海上保安本部

四、五一六、二〇〇 同

(款) 災害復旧公共事業費

第七管区海上保安本部

三、〇三三、七〇〇 同

(項) 海上保安施設災害復旧事業費

昭和二十五年発
生災害復旧事業
費

第四外二管区海上保安本部

七、三二四、二〇〇 同

労働省

(部局) 労働大臣官房

(部) 行政部費

(款) 労働省

(項) 労働本省

労働省

二、〇〇〇、〇〇〇 証明済調査中

附表第一 昭和二十五年度一般會計決算未確認額表

四一五

附表第一 昭和二十五年一一般会計決算未確認額表

歳入出 所管 部局、部、款、項	証 明 庁 金 額 事 由
(部局) 労働省(労政局)	
(部) 社会及労働施設費	
(款) 労働行政費	
(項) 地方労働行政費	
(項) 負担金	
(部局) 労働省職業安定局	
(部) 社会及労働施設費	
(款) 失業対策事業費	
(項) 失業対策事業費	北海道外四五箇所 五〇、〇〇〇、〇〇〇 証明済調査中
建設省	
(部局) 建設省河川局	
(部) 公共事業費	
(款) 災害復旧公共事業費	
(項) 河川災害復旧事業費	島根県 八五八、〇〇〇 回答済調査中
歳出 計	二、六六八、七二五、四三二
歳入歳出合計	二、七五八、二一七、五八一
	前金拂の精算未了 二七、六六、一三三 概算拂の精算未了 二八、三九、六七 質問に対する回答未済 一〇、九三、五二〇 証明済調査中 一、五八、〇七一 回答済調査中 三、四七、〇三三 犯罪に關し調査中 五、二八、二二〇

附表第二 昭和二十五年各特別会計決算未確認額表

(昭和二十六年十二月三十一日現在)

所管、會計名、歳入出、勘定名、款、項	証 明 庁 金 額 事 由
法務府	
解散団体財産収入 歳入	
(款) 解散団体財産収入金	
(項) 財産売却収入	解散団体財産売却理事会 二〇、〇〇〇、〇〇〇 証明済調査中
大蔵省	
財産税等収入 歳入	
(款) 租 税	
(項) 財 産 税	芝外五 税 務 署 一八〇、〇〇〇 質問に対する回答未済 一四〇、〇〇〇 回答済調査中 四〇、〇〇〇
(項) 戦時補償特別税	麴町外四 税 務 署 二一〇、〇〇〇 質問に対する回答未済 二〇〇、〇〇〇 回答済調査中 一〇、〇〇〇
米国対日援助見返資金 歳出	
(款) 援助資金支出	
(項) 公企業支出	東京農地事務局外一箇所 四四〇、二七四、九〇七 証明済調査中 三六九、七九九、〇〇七 犯罪に關し調査中 七〇、〇〇〇、〇〇〇

附表第二 昭和二十五年各特別会計決算未確認額表

附表第二 昭和二十五年各特別会計決算未確認額表

所管、会計名、歳入出、勘定名、 款、項	証 明 一 庁 金	額	事 由
厚生省			
厚生保険歳入			
健康勘定			
(款) 健康保険収入	福島県	六〇〇、〇〇〇円	証明済調査中
(項) 保険料収入			
年金勘定			
(款) 厚生年金保険収入	福島県	四〇〇、〇〇〇同	
(項) 保険料収入			
厚生保険歳出			
業務勘定			
(款) 厚生保険業務支出	厚生省保険局	一、七七三、三六九同	
(項) 業務取扱費			
船員保険歳出			
(款) 船員保険費	岡 県	三三、七三二、三九七	回答済調査中
(項) 保険給付費			
国立病院歳出			
(款) 病院院費			

(項) 病院管理費	厚生省	一九七、二八六	証明済調査中
農林省			
食糧管理歳出			
(款) 食糧管理費	食糧庁	四、八七二、五二八	証明済調査中 犯罪に關し調査中
(項) 事業費			
農業共済再保険歳出			
農業勘定			
(款) 農業再保険費	農林省農政局	一三五、〇〇〇、〇〇〇	概算拂の精算未了
(項) 再保険金			
自作農創設特別措置歳出			
(款) 自作農創設特別措置費	農林省農地局	二、〇〇〇、〇〇〇	犯罪に關し調査中
(項) 農地等代金一時拂金			
通商産業省			
アルコール専売事業歳出			
(款) アルコール専売事業費	東京外一通商産業局	二四、五八八、四三五	質問に対する回答未済 回答済調査中
(項) 事業費			
易歳入			
(款) 貿易取引収入			

附表第二 昭和二十五年各特別会計決算未確認額表

九〇八、六〇〇
三三、七九八三三

三、四四五三三
一、四九九九六

附表第二 昭和二十五年各特別会計決算未確認額表

四二〇

所管、会計名、歳入出、勘定名、款、項	証 明 庁 金 額 事 由
(項) 輸入物資売却收入	通商産業省通商振興局経理部 四〇一、四四七、五三八
(項) 輸入諸掛収入	同 五、七四五、六七一
買 易 歳出	
(款) 貿易取引費	
(項) 輸入諸掛支拂費	通商産業省通商振興局経理部 外三箇所 四六、九二二、二二二
米国対日援助物資等処理 歳入	
(款) 米国対日援助物資等処理収入	
(項) 援助物資等関係収入	通商産業省臨時通商業務局 九三四、九五八、一五八
米国対日援助物資等処理 歳出	
(款) 米国対日援助物資等処理支出	
(項) 援助物資輸入諸掛費	名古屋通商産業局外三箇所 一二、二四五、一六二
特別鉱害復旧 歳出	
(款) 特別鉱害復旧支出	
(項) 事業費	資源庁炭政局開発鉱害部外二箇所 一六五、三六七、七九四
郵政省 歳出	
郵政事業 歳出	

(款) 事業支出	東京外一郵政局 四一一、〇五二、二五八	質問に対する回答未済 回答済調査中 犯罪に関し調査中	一七三、四七三、一八八 三六、三七九、〇七〇 一、一〇〇、〇〇〇
----------	---------------------	----------------------------------	--

電気通信省 歳出			
(款) 事業支出	電気通信研究所 六、三〇〇、〇〇〇	証明済調査中	三二、三八〇、〇〇〇
(項) 業務費	電気通信省経理局外二箇所 五二、四八〇、〇〇〇	質問に対する回答未済 証明済調査中 回答済調査中	一九五、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇
(項) 建設改良費			

労働省 歳出			
労働者災害補償保険 歳出			
(款) 業務取扱費	労働省 五〇〇、〇〇〇	証明済調査中	
(項) 労働本省業務費			
(款) 保険金	大阪労働基準局 三四二、九一九	犯罪に関し調査中	
(項) 保険金			
失業保険 歳出			
(款) 業務取扱費	労働省 一〇〇、〇〇〇	証明済調査中	
(項) 労働本省業務費			
(款) 保険金			

附表第二 昭和二十五年各特別会計決算未確認額表

四二一

(項) 建設改良費			
(項) 業務取扱費			
(項) 労働本省業務費			
(款) 保険金			
(項) 失業保険			
(項) 業務取扱費			
(項) 労働本省業務費			
(款) 保険金			

附表第二 昭和二十五年各特別会計決算未確認額表

所管、会計名、歳入出、勘定名、	証	明	庁	金	額	事	由
(項) 保 險 金					二、五〇〇、〇〇〇	証明済調査中	七〇〇、〇〇〇
小樽外一公共職業安定所					一、三六三、五四一、三六七	犯罪に關し調査中	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	歳入計						
	歳出計						
					一、三四九、二四八、二七七		

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

(昭和二十六年十二月三十一日現在)

年度、歳入出、所管、部、款、項	昭和三十二年	前年度までの未確認額	本年度確認額	金額	証明	庁事	残額	由
歳入								
第一部 租税及印紙收入								
第一款 租 税								
第一項 所得 税		一五、〇〇〇	一五、〇〇〇					
第二項 増加 所得 税		七、〇〇〇	七、〇〇〇					
第三項 法 人 税		四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇					
第七項 清涼 飲料 税		一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇					
第十項 物 品 税		四、〇〇〇	四、〇〇〇					
第十四項 入 場 税		一一、〇〇〇	一一、〇〇〇					
歳入 計		一〇三、〇〇〇	一〇三、〇〇〇					
歳出								
大 蔵 省								
第十九部 終 戦 処 理 費								

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

年度、歳入出、所管、部、款、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	金額	未確認事由
第一項 終戦処理費	八九五、九九九	二、〇〇〇、〇〇〇	六、九五五、九九九	岩手県 犯罪に關し調査中
歳入歳出合計	八九五、九九九	二、〇〇〇、〇〇〇	六、九五五、九九九	
昭和二十三年度	九二八、〇九九	二、三五〇、〇〇〇	六、九五五、九九九	
歳入				
第一部 租税及印紙收入				
第一款 租税				
第一項 所得税	九八五、〇〇〇	七五、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	麴町外三〇税務署 質問に対する回答未済 三、〇〇〇、〇〇〇 回答済調査中 二六、〇〇〇
第二項 増加所得税	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇		
第三項 法人税	五、五九三、六一〇	一一、一〇〇、〇〇〇	四、四八三、六一〇	麴町外一二税務署 質問に対する回答未済 四、四八三、六一〇 回答済調査中 四、〇〇〇、〇〇〇
第五項 相続税	三三、〇〇〇	二四、〇〇〇	九、〇〇〇	浅草外二税務署 質問に対する回答未済 四、〇〇〇、〇〇〇 回答済調査中 四、〇〇〇、〇〇〇
第六項 非戦災者特別税	一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇		
第十項 織物消費税	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇		
第十一項 物品税	八、〇〇〇	二二、〇〇〇	三三、〇〇〇	芝外二税務署 同
第十二項 取引高税	二四六、〇〇〇	一五、〇〇〇	九、〇〇〇	王子外二税務署 同
第十四項 通行税	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		

第三部 雑収入

第一款 雑収入	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	
第九項 弁償及返納金	七三〇、六一〇	二、一三五、〇〇〇	四、八九五、六一〇
歳入合計			
大蔵省			
第十八部 終戦処理費			
第一款 終戦処理費			
第二項 終戦処理事業費	二九、二三五、二五八	二九、二三五、二五八	
第十九部 連合国財産返還費			
第一款 連合国財産返還費			
第一項 連合国財産返還費	一五六、四四一、〇〇〇	一五六、四四一、〇〇〇	
歳出合計			
昭和二十四年度	四四八、六六六、二五八	四四八、六六六、二五八	四、八九五、六一〇
歳入			
第一部 租税及印紙收入			
第一款 租税			

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

年度、歳入出、所管、部、款、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	金額	未確認事由
(款) 裁判所				
(項) 裁判所管繕事務費	三三、三六六	三三、三六六		
(項) 裁判所諸新営費	九五〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇		
(項) 裁判所各所増築及修繕費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		
(項) 裁判所敷地建物買収費	一六八、九二八、六三三	一六八、九二八、六三三		
(部局) 高等裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 高等裁判所	三三、三六六	三三、三六六		
(項) 裁判費	三三、三六六	三三、三六六		
(部局) 地方裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 地方裁判所	三三、三六六	三三、三六六		
(項) 裁判費	二二四、八三六	三三、三六六	一九一、四七〇	浦和地方裁判所
(項) 地方裁判所震災復旧費	四八三、〇〇〇	四八三、〇〇〇		{証明未済 証明済調査中
				六六、五七〇 四、九〇〇

四二八

金額 未確認事由 由

(項) 地方裁判所震災復旧費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇		
(部局) 家庭裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 家庭裁判所	三三、三六六	三三、三六六		
(項) 裁判費	二七五、二一九	一四〇、〇〇〇	一三五、二一〇	浦和地方裁判所 証明未済
(項) 家庭裁判所新営費	六四七、〇〇〇	六四七、〇〇〇		
(部局) 簡易裁判所				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所				
(項) 簡易裁判所	三三、三六六	三三、三六六		
(項) 裁判費	七、七八一	三、三六六	五、四一五	浦和地方裁判所 {証明未済 証明済調査中
(部局) 裁判所予備経費				
(部) 裁判所費				
(款) 裁判所予備経費				
(項) 裁判所予備経費	四三六、〇〇〇	四三六、〇〇〇		
総理府				
(部局) 特別調達庁				

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

四二九

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

四三〇

年度、歳入出、所管、部、款、項

金額 未確認額 証明 庁事 残額 由

(部) 終戦処理費

前年度までの未確認額 本年度確認額

(款) 終戦処理事務費

九、六四、九七〇円

法務府

(部局) 法務総裁官房

(部) 公共事業費

(款) 公共事業費

(項) 一般公共事業費

一五、四一三、五五六

(部局) 地方檢察庁

(部) 司法及警察費

(款) 檢察庁

(項) 地方檢察庁

一〇、九五一、六一六

(部局) 刑務所

(部) 司法及警察費

(款) 矯正保護費

(項) 刑務所作業費

二、五二一、〇一〇

(部局) 少年觀護所

(部) 矯正保護費

(款) 矯正保護收容費

一一〇、七四九

(部) 司法及警察費

(款) 矯正保護費

(項) 矯正保護收容費

一一〇、七四九

大蔵省

(部局) 大蔵大臣官房

(部) 行政部費

(款) 大蔵省

(項) 大蔵本省

四、七九〇、〇〇〇

(部局) 大蔵省理財局

(部) 終戦処理費

(款) 終戦処理事業費

(項) 終戦処理労務費

一四、一六三、五四三

(項) 終戦処理工事費

二二、四八一、六一一

(項) 終戦処理需品費

五、一〇一、五、八二〇

(項) 終戦処理維持費

六、六三四、二九四

(項) 終戦処理作業費

一、七三九、二、五七四

(項) 終戦処理通信費

四、七九〇、〇〇〇

(項) 終戦処理既定調達費

三、二、六四七、六

(部) 解除物件処理費

二、八四六、八三四

二、六九七、九五三円

特別調達庁 概算拂の精算未了

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

四三一

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

年度、歳入出、所管、部、款、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	金額未確認残額
(款) 解除物件処理費	二七三、二六	二七三、二六	
(項) 解除物件処理費			
(部局) 財務部			
(部) 行政部費			
(款) 大蔵省			
(項) 財務局	一、四六、一九五	一、四六、一九五	
(部局) 国税局			
(部) 行政部費			
(款) 大蔵省			
(項) 財務局	五、四九、四三三	五、四九、四三三	
(部局) 税務署			
(部) 行政部費			
(款) 大蔵省			
(項) 税務署	一、七三、六七四	一、七三、六七四	
厚生省			
(部局) 厚生省公衆衛生局			
(部) 保険衛生費			

(款) 公衆衛生費
(項) 水道費補助 五,000,000 五,000,000

農林省

(部局) 農林省農地局
(部) 公共事業費
(款) 公共事業費 四九四〇,四八八 四九四〇,四八八

(部局) 農林省農業改良局

(部) 産業経済費

(款) 農業費

(項) 農業統計調査費 六八二,三〇一

通商産業省

(部局) 資源庁鉱山局

(部) 産業経済費

(款) 鉱業費

(項) 重要鉱物増産対策費 五,七七五,〇〇〇 五,七七五,〇〇〇

(部局) 電気試験所

(部) 産業経済費

六八二,三〇一

岡山作物報告事務所

犯罪に關し調査中

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

年度、歳入出、所管、部、款、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	金額証明庁事	未確認残額
(款) 商工業費				
(項) 電気試験所	1,200,000 円	1,200,000 円		
運輸省				
(部局) 氣象官署				
(部) 教育文化費				
(款) 學術教育調査研究費				
(項) 氣象官署	11,060,000	11,060,000		
(部局) 海上保安本部				
(部) 行政部費				
(款) 運輸省				
(項) 海上保安本部	1,000,000	1,000,000		
建設省				
(部局) 建設省河川局				
(部) 公共事業費				
(款) 公共事業費				
(項) 一般公共事業費	1,145,316	1,145,316		
經濟安定本部				

(部局) 物価庁	(部) 物価調整費	(款) 安定帶物資價格調整費	(項) 特定産業向石炭價格調整補給金	(項) 鐵鋼價格調整補給金	(項) 肥料價格調整補給金	(項) ソーダ價格調整補給金	歳入歳出合計
			1,453,118,000	1,453,118,000	11,000,136,000	11,000,136,000	
			2,588,011,000	2,588,011,000	7,357,000	7,357,000	
			1,807,420,117	1,807,420,117	1,807,420,117	1,807,420,117	9,872,955 円
			1,817,390,966	1,817,390,966			26,071,774

附表第三 既往年度一般会計決算未確認額中検査確認額表

附表第四 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

(昭和二十六年十二月三十一日現在)

年度、所管、勘定名、款、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	未確認残額	
			金額	証明庁事由
昭和二十二年 大蔵省				
財産税等収入金 歳入				
(款) 租 税				
(項) 財 産 税	三三,000円	一一,000円	二二,000円	芝外三税務署 質問に対する回答未済
(項) 戦時補償特別税	三八,000円	三〇,000円	三,000円	麴町外四税務署 同
合 計 歳 入 計	四〇,000円	四一,000円	三,000円	
昭和二十三年 大蔵省				
財産税等収入金 歳入				
(款) 租 税				
(項) 財 産 税	五八,000円	五二,000円	七,000円	世田谷外二税務署 質問に対する回答未済
合 計 歳 入 計	五八,000円	五二,000円	七,000円	

年度、所管、勘定名、款、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	未確認残額	
			金額	証明庁事由
昭和二十四年 法務府				
戦時補償特別税	一〇,三五〇,〇〇〇円	三八,五〇〇,〇〇〇円	六,〇〇〇,〇〇〇円	麴町外一二税務署 質問に対する回答未済
合 計 歳 入 計	一〇,九三〇,〇〇〇円	四三,六〇〇,〇〇〇円	六,五七〇,〇〇〇円	質問に対する回答未済
昭和二十四年 大蔵省				
財産税等収入金 歳入				
(款) 租 税				
(項) 財 産 税	三三〇,〇〇〇円	一一〇,〇〇〇円	二二〇,〇〇〇円	本郷外四税務署 質問に対する回答未済
(項) 戦時補償特別税	一,一一〇,〇〇〇円	六二〇,〇〇〇円	五一〇,〇〇〇円	小石川外七税務署 質問に対する回答未済
財産税等収入金 歳出				
(款) 財産税等収入金支出				
(項) 管 理 処 分 費	一九〇,九二四円	一九〇,九二四円	〇円	
薪炭需給調節 歳出				
合 計 歳 入 計	一九〇,九二四円	一九〇,九二四円	〇円	

附表第四 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

附表第四 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

年度、所管、会計名、歳入出、勘定名、款、項	前年度までの未確認額	本年度確認額	未確認額	証明片	残額	事由
(款) 薪炭需給調節費						
(項) 事業費	六三七,七〇四円	六〇〇,八〇一円	三七〇,九三三円			徳島木炭事務所
国有林野事業 歳出						
(款) 国有林野事業費						
(項) 管理費	一〇,三三六円	一〇,三三六円				証明未済 三六〇七,六三三円 証明済調査中 一〇,三三六円
通商産業省						
アルコール専売事業 歳入						
(款) アルコール専売事業収入						
(項) 雑収入	三七五,五三一	三七五,五三一				
貿易						
清算勘定 歳入						
(款) 食糧貿易公団清算収入						
(項) 食糧貿易公団清算収入	二五四,〇九一円	二五四,〇九一円				
(款) 原材料貿易公団清算収入						
(項) 原材料貿易公団清算収入	一,七〇〇,一五八円	一,七〇〇,一五八円				
貿易						
清算勘定 歳出						
(款) 食糧貿易公団清算費						
(項) 食糧貿易公団清算費	二九二,九八〇円	二九二,九八〇円				
(款) 原材料貿易公団清算費						
(項) 原材料貿易公団清算費	一,六六八,〇二七円	一,六六八,〇二七円				
電気通信省						
電気通信事業 歳出						
(款) 事業支出						
(項) 事業費	四五,三〇一円	四五,三〇一円				
労働省						
労働者災害補償保険 歳出						
(款) 保険金						
(項) 保険金	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇				
失業保険 歳入						
(款) 失業保険収入						
(項) 失業保険収入	四四,七五二円	四四,七五二円				
合計						
歳入	一,九〇〇,六七〇円	一,九〇〇,六七〇円	六〇〇,〇〇〇			
歳出	二,五〇一,七五二円	二,四六四,六六一円	三七〇,九三三円			

附表第四 既往年度各特別会計決算未確認額中検査確認額表

附表第五 昭和二十五年政府関係機関決算検査未完了額表

政府関係機関名、歳入(収入)歳出(支出)款、項	證明機関	金額	事由
日本国有鉄道 歳出			
(款) 事業費			
(項) 營業費	日本国有鉄道	四五、三三四、三八四	証明済調査中
公 團			
肥料配給公団 収入			
(款) 肥料配給公団収入			
(項) 肥料配給公団収入	肥料配給公団	五、四一八、七四七、四三三	証明未済
肥料配給公団 支出			
(款) 肥料配給公団支出			
(項) 肥料配給公団支出	同	三八七、一八二、〇〇〇	同
合計			
歳入(収入)計		五、四一八、七四七、四三三	
歳出(支出)計		四三二、五〇六、三八四	

(昭和二十六年十二月三十一日現在)

附表第五 昭和二十五年政府関係機関決算検査未完了額表

附表第六 既往年度政府関係機関決算検査未完了額中検査完了額表

(昭和二十六年十二月三十一日現在)

年度、政府関係機関名、歳入(収入)歳出(支出)款、項	前年度までの検査未完了額	本年度検査完了額	検査未完了残額	証明機関	事由
昭和二十四年度					
価格調整公団 収入					
(款) 価格調整公団収入					
(項) 価格調整公団収入	二七、七三三、〇〇〇	二七、七三三、〇〇〇			
肥料配給公団 収入					
(款) 肥料配給公団収入					
(項) 肥料配給公団収入	二、五九〇、五六一、一〇九	二、五九〇、五六一、一〇九			
肥料配給公団 支出					
(款) 肥料配給公団支出					
(項) 肥料配給公団支出	二、二一〇、三〇一	二、二一〇、三〇一			
産業復興公団 支出					
(款) 産業復興公団支出					
(項) 産業復興公団支出	四八五、八四〇、五八二	四八五、八四〇、五八二			
配炭公団 支出					

附表第六 既往年度政府関係機関決算検査未完了額中検査完了額表

附表第六 既往年度政府関係機関決算検査未完了額中検査完了額表

年度、政府関係機関名、収入支出、款、項
 前年度までの検査未完了額
 本年度検査完了額
 検査未完了残額
 証明機関
 事由

(款) 配炭公団支出		
(項) 配炭公団支出	一三,三〇,四〇一,六七	一三,三〇,四〇一,六七
鉱工品貿易公団 支出		
(款) 鉱工品貿易公団支出		
(項) 鉱工品貿易公団支出	一一,四〇,五八,三七五	一一,四〇,五八,三七五
纖維貿易公団 支出		
(款) 纖維貿易公団支出		
(項) 纖維貿易公団支出	五,〇〇,四七,〇〇一	五,〇〇,四七,〇〇一
石油配給公団 支出		
(款) 石油配給公団支出		
(項) 石油配給公団支出	二〇,三六,七八三	二〇,三六,七八三
船舶公団 支出		
(款) 船舶公団支出		
(項) 船舶公団支出	三,二七,九五八	三,二七,九五八
合計		
收入	一四,三六,三五四,〇九	一四,三六,三五四,〇九
支出	二九,九九,三〇四,七七二	二九,九九,三〇四,七七二

A
K

A
K

7-253

(印 是 可 書 也)

~~A 343~~

R343.8

KA186R2

~~KA 21~~

